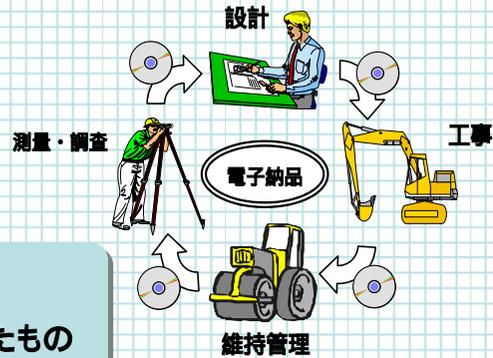


電子納品とは？

今まで紙で提出してきた測量、調査、設計、工事などの最終成果を**規則**に従って電子データで納品すること



埼玉県電子納品運用ガイドライン

電子納品を円滑に行うために、本県における必要な事項を定めたもの

「埼玉県電子納品運用ガイドライン」の特徴は？

1. 電子納品の規則は国土交通省の要領・基準(案)を適用します

全国的に統一されたルールを用いることで、ノウハウを共有できます。

2. 着手時協議により電子納品を円滑に進めます

受発注者間で、電子納品の対象とする書類を明確にします。



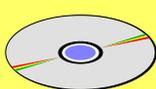
3. 電子成果はCD-Rで作成します

原本性を確保するため、書き換え可能なMOなどでなく、CD-R媒体で作成します。

MOなど



CD-R



4. 電子データで納品する資料は、紙媒体では納品しません



5. 電子化が容易なものから、段階的に進めます

(例) デジタルカメラを使用した写真管理など



電子納品しないもの

社印、代表者印が必要な書類



手書きパース



カタログ等



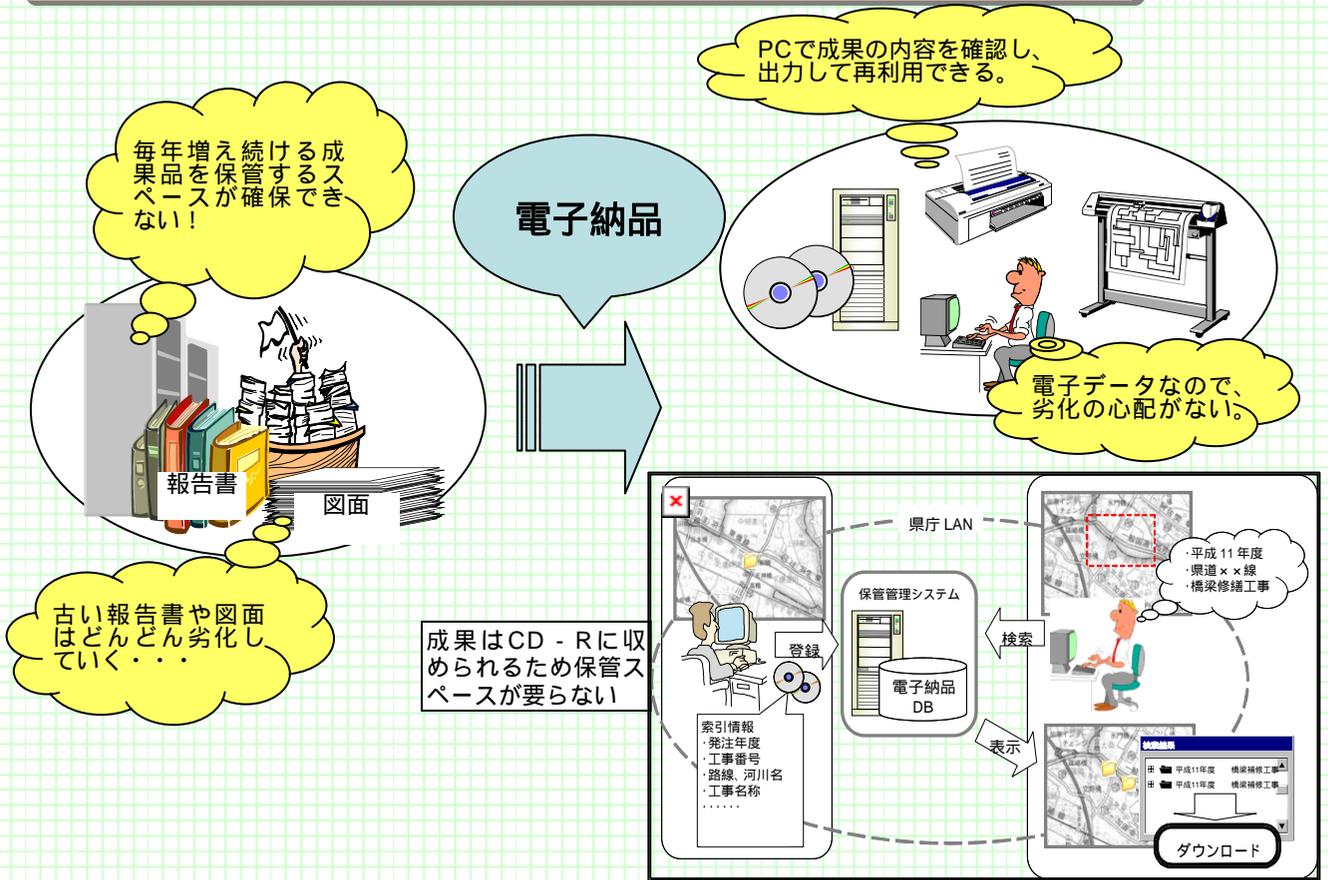
「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等の入手方法

埼玉県建設管理課のホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/saitamakenniokerudensinouhin.html>)にて、電子納品に関する情報をダウンロードすることができます。

電子納品のメリット

報告書や図面がCD-Rになるため、保管場所が少なくなります

効率的な保管・管理により、電子データの再利用が可能となります。



電子納品の導入計画

種別		年度別対象契約額			
		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
建設工事	土木工事	実 証 実 験	5千万円以上	8百万円以上	全て
	建築工事		1億円以上	13百万円以上	全て
	ほ装工事		25百万円以上	7百万円以上	全て
	電気工事 及び 管工事		30百万円以上	7百万円以上	全て
	その他の 工事		土木工事に準じる		
業務委託	測量 地質調査 設計等		5百万円以上	全て	全て

注)規模に応じて段階的に電子納品を実施するが、受発注者間の協議により、電子納品が可能なものについては、積極的に取り組むものとする。